

公 募 公 告

下記のとおり公告します。

記

1. 公募に付する事項

令和6年度 法律問題の鑑定業務

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 金沢弁護士会に所属する弁護士であること。
- (3) 金沢市内に事務所を有すること。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (5) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされておらず、かつ民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 下記4.「応募要領」により業務説明を受けた者であること。

3. 業務の概要等に関する事項

(1) 業務内容

北陸財務局（管内の事務所を含む）が所掌する業務の実施にあたり、法律的疑義を生じた事項について、隨時、面接及び文書により鑑定する。

(2) 契約期間

契約締結日（令和6年4月1日を予定）から令和7年3月31日までとする。

(3) 謝金、支払方法

① 鑑定依頼1件あたりの契約金額とする。

なお、契約期間における予定依頼件数は5件程度。ただし、予定依頼件数であるため、件数を保証するものではない。

② 支払いは、契約期間の各四半期経過後に請求書受理後30日以内に行う。

4. 応募要領

公募に参加する者は、(2)に示す申込先において業務内容、契約書（案）および弁護士選定にかかる審査基準等に関する説明を受けた上で、(1)に示す書類を申込先に提出すること。（申込方法は、電子メール、持参又は郵送）

(1) 提出書類

① 公募申請書

② 以下の事項を記載した履歴書（様式任意、写真添付）

・氏名、生年月日

・弁護士事務所の所在地、連絡先

・略歴

- ・これまで担当した主な訴訟事案
(国の指定代理人となつたことがある場合はその事件名を記載すること)
- ・ワーク・ライフ・バランス等の推進状況 など

- ③ 誓約書
- ④ 見積書

(2) 申込先及び問い合わせ先

〒921-8508 金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎(7階)

北陸財務局管財部管財総括第一課審理室(担当:浅田、佐田)

電話番号: 076-292-7876 (直通)

電子メール: shinrishitsu@hr.lfb-mof.go.jp

(3) 申込書の交付期間及び応募期間

令和6年2月21日(水) ~ 令和6年3月8日(金)(必着)

(受付時間) 8時30分~12時00分、13時00分~17時15分

※ただし、土日祝日を除く

5. 公募申請書の無効

上記2に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の公募申請書は無効とする。

6. 選考方法

先ず、以下①から③のすべての要件を満たすことを確認する。

- ① 民事及び行政特有の問題に明るいこと。
- ② 土地建物取引関係法令、土地建物取引に精通していること。
- ③ その他財務局業務に関連する法令に精通していること。

次に、複数の応募者があった場合は、上記のすべての要件を満たした者に対して、応募者より提出のあった見積書、履歴書及び面接について審査委員が審査・評価し、価格的要素の評点と非価格的要素の評点の総和が「最も高い者」又は「最も高い者の所属する法人」を契約者として決定する。なお、選定に当たっては、書類審査及び面接を実施する。ただし、見積価格が国の予定価格を上回っている場合は失格とし、この場合は書類審査及び面接を行わない。

また、応募者が1者のみの場合は、書類審査等による審査のうえ、提出のあった見積書の見積金額が国の予定価格の範囲内であるか等を確認し、契約者を決定する。

7. 公募等結果の公表

契約締結後において、契約者の氏名及び住所等の公募等結果を公表するものとする。

8. その他

- (1) この公募は、上記の応募条件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、公募申請書の提出を招請するものである。
- (2) 本件公募に係る契約の相手方の決定及び契約の締結は、令和6年度予算が成立し、予算の執行が可能となることを条件とする。
- (3) 業務の内容、その他不明の点については、上記4(2)問い合わせ先に照会すること。

令和6年2月21日

支出負担行為担当官

北陸財務局総務管理官 鈴木 盛雄